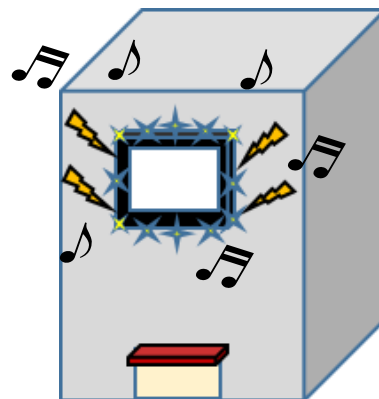


看板を設置する皆様へ

大型 LED ビジョン等の デジタルサイネージによる 屋外広告物設置には事前の お問合せを！！



最近、近隣住民より大型 LED ビジョンで光が眩しい、音がうるさいといった苦情がよせられています。

設置にあたっては、住環境への配慮に関する基準等がありますので、以下の注意事項をご確認のうえ、事前に計画段階から環境保全課及びまちなみ景観課にお問い合わせくださいますよう、お願いいたします。

<注意事項>

- (1) 「八王子市屋外広告物のしおり」を確認し、条例等の基準を遵守すること。
- (2) 東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(環境確保条例)による拡声機に係る基準に準拠すること。
- (3) 屋外広告物から出る光の強さや方向について、環境省の「光害対策ガイドライン」(令和3年3月改訂版)の内容に示された指針値に準拠すること。特に、住環境への配慮が求められる地域では、深夜帯の表示を避けることを検討すること。
- (4) 交通の安全を阻害しないように交通管理者に協議すること。
- (5) 大型 LED ビジョン等のデジタルサイネージの設置後に近隣住民から苦情があった場合は、誠意をもって対応すること。

<問合せ先>

○光・音響に関すること

八王子市 環境部 環境保全課 環境改善担当
八王子市元本郷町 3-24-1 本庁舎地下1階 TEL:042-620-7255

○屋外広告物に関すること

八王子市 まちなみ整備部 まちなみ景観課 屋外広告物担当
八王子市元本郷町 3-24-1 本庁舎5階 TEL:042-620-7267